

令和6年度北茨城市住宅リフォーム資金補助金チェック表

(改修工事着工前の住宅で、令和7年3月中に工事を完了するもの)

申請書等提出先 北茨城市役所3階 商工観光課

1 支給要件 (すべてに該当すること)

改修工事着工前の住宅であること	
市民が市内に所有する個人住宅であること	
北茨城市住民基本台帳に3年以上記録されている市民であり、かつ継続して3年以上居住していること	
市内の業者が行う工事であること	
市税等に滞納がないこと	
市で実施している他の同様の補助制度による補助を受けていないこと	
当該補助金を一度も利用していないこと ※家屋1棟につき1回のみ (震災時の住宅リフォーム資金補助金も同補助金制度) ※注1	

注1 当該補助金の利用状況がご不明な際は、お調べいたします。

申請書ご提出後に当該補助金の利用が確認された場合は、申請を却下させていただきますこととなります。

2 申請の流れと提出書類

○工事前に申請

※工事開始予定10日前までに下記申請書及び添付資料を提出すること

住宅リフォーム資金補助金交付申請書 (様式第1号 第6条関係)	
申請者の住民票抄本 (市民課で発行 200円)	
北茨城市住宅リフォーム資金補助金交付申請に係る市税納付状況等調査承諾書 (または納税証明書 市民課で発行 有料)	
固定資産税課税明細書 (4月に市税務課から郵送) または名寄帳 (市民課で発行 200円)、または登記事項証明書 (法務局で発行 窓口交付手数料 600円)	
改修工事の見積書の写し	
改修工事の施工前の写真	

○工事完了後に提出

※令和7年3月31日までに下記報告書、請求書及び添付資料を提出すること

改修工事完了報告書 (様式第6号 第9条関係)	
工事完了証明書 (工事施工業者による証明)	
工事費の領収書の写し	
改修工事の施工後の写真	
住宅リフォーム資金補助金交付請求書 (様式第8号 第11条関係)	

補助金の額 工事価格 (消費税抜き) の10% (支給限度額10万円)

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額